

# ○つがる市スポーツ・文化奨励補助金交付要綱

令和6年11月11日告示第99号

## つがる市スポーツ・文化奨励補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、スポーツ及び文化活動の振興を図るため、全国大会等に出場する個人又は団体に対し、予算の範囲内においてつがる市スポーツ・文化奨励補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、つがる市補助金等の交付に関する規則（平成17年規則第49号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象大会)

第2条 補助金の交付の対象となる大会（以下「補助対象大会」という。）は、国、地方公共団体又は公益的法人等が主催、共催又は後援するスポーツ及び文化活動の大会であって、別表のとおりとする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次のとおりとする。

(1) 次のいずれも満たす個人

- ア 市内に住所を有していること。
- イ 大会要項等に定められた登録選手等であること。
- ウ 次号に規定する団体の構成員として大会に出場する者でないこと。

(2) 団体として出場するものであって、次のいずれも満たすもの

- ア 市内に住所を有していること。
- イ 大会要項に定められた登録選手等であること。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に掲げる交通費、宿泊費、食糧費その他の費用で市長が認めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、本市が行う他の補助事業等の交付対象となる場合は、補助金の交付対象としない。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表のとおりとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、大会開催日の14日前までに、補助金等交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、大会開催日の前日まで申請することができるものとする。

2 申請者は、大会に出場する事実、申請者に係る大会の成績及び写真その他大会出場に関することについて、市の広報紙、市の公式ホームページ等に掲載することを承諾し、かつ、掲載にあたっての写真提供等の協力をするものとする。

（交付決定）

第7条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請を審査し、補助金の交付の可否を決定し、補助金等交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 補助金の交付決定を受けた申請者は、大会が終了した日から14日以内に、実績報告書（様式第3号）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第9条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、当該報告の審査を行い、交付すべき補助金の額を確定し、申請者に補助金等交付確定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

2 市長は、申請者に交付すべき補助金額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を請求することができる。

（決定の取消し等）

第10条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 補助金をその目的以外に使用したとき。
- （2） 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- （3） その他補助金の交付が不相当と認められるとき。

2 前項の規定により補助金の交付を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、市長は、申請者に対し補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（補則）

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

別表（第2条、第4条及び第5条関係）

補助対象大会	補助対象経費			補助金の額	
	交通費	宿泊費	食糧費	1回目	2回目以降
県大会（地区予選を経て出場する大会であつて、宿泊を伴うものに限る。推薦等により出場する大会は除く。）	公共交通機関、レンタカー、有料道路通行料金、ガソリン代等	県内：9,800円を上限とし、実費とする。 県外：13,000円を上限とし、実費とする。	昼食：1人当たり1,000円を上限とし、実費とする。 夕食：1人当たり1,500円を上限とし、実費とする。	補助対象経費の2分の1（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）	
東北大会（県予選を経て出場する大会に限る。推薦等により出場する大会は除く。）				補助対象経費の2分の1（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）	補助対象経費の3分の1（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）
全国大会（県予選以上の大会を経て出場する大会に限る。推薦等により出場する大会は除く。）					
国際大会	一律 30,000円			30,000円	

つがる市長

申請者住所  
氏名

補助金等交付申請書

スポーツ・文化奨励補助金の交付を受けたいので、つがる市スポーツ・文化奨励補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1. 大会名

2. 大会区分 国際大会・全国大会・東北大会・県大会

3. 出場種目

4. 参加予定期間 年 月 日 ～ 年 月 日

5. 申請額 金 円

6. その他関係書類 (別紙のとおり)

- ・予選大会の結果がわかる書類
- ・予選大会の要項
- ・出場する大会の開催要項等
- ・選手名簿（住所の記載があるもの）
- ・旅行日程表
- ・補助対象経費に係る見積書
- ・補助金の振込先の通帳の写し

第 年 月 日 号

様

つがる市長



補助金等交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで交付申請があったつがる市スポーツ・文化奨励補助金については、つがる市スポーツ・文化奨励補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 決定の内容

補助金を交付する。

交付決定額 金 円

補助金を交付しない。

つがる市長

申請者住所  
氏名

実績報告書

年 月 日付けで交付決定を受けたつがる市スポーツ・文化奨励補助金について、下記のとおり実施し、完了したので、つがる市スポーツ・文化奨励補助金交付要綱第8条の規定により関係書類を添えて実績を報告します。

記

- 1 補助金交付額 金 円
- 2 参加期間 年 月 日 ～ 年 月 日
3. その他関係書類 (別紙のとおり)
  - ・大会の結果がわかる書類
  - ・大会に参加したことを証明する写真
  - ・補助対象経費に係る領収書

第 年 月 日  
号

様

つがる市長



補助金等交付確定通知書

年 月 日付けで実績報告があったつがる市スポーツ・文化奨励補助金については、つがる市スポーツ・文化奨励補助金交付要綱第9条第1項の規定により、下記のとおり交付すべき補助金の額を確定したので通知します。

記

- 1 補助金の交付確定額 金 円